

愛知県営王ヶ崎住宅 P F I 方式整備事業 実施方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、愛知県営王ヶ崎住宅 P F I 方式整備事業（以下「本事業」という。）の実施方針を公表します。

令和 7 年 4 月 17 日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県（以下「県」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、本事業を P F I 法に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施することを予定しています。

この実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 24 年 3 月閣議決定。以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日民間資金等活用事業推進委員会より公表。）、「愛知県 P F I 導入ガイドライン」（平成 15 年 6 月 30 日愛知県企画振興部長通知 15 企第 73 号）等に基づき、必要となる事項を定めるものであり、ここに公表します。

愛知県営王ヶ崎住宅 P F I 方式整備事業

実施方針

令和 7 年 4 月

愛 知 県

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定方法に関する事項	4
2 特定事業者の募集及び選定に関する事項	5
(1) 募集及び選定	5
(2) 選定の手順及びスケジュール	5
(3) 応募手続き等	5
(4) 競争参加資格	8
(5) 資格及び提案の審査並びに特定事業者の選定に関する事項	12
(6) 提出書類の取り扱い	14
3 特定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
(1) リスク分担の考え方	15
(2) 要求する性能等	15
(3) 特定事業者の責任の履行の確保に関する事項	15
(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	15
4 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項	17
(1) 全体に関する事項	17
(2) 立地条件に関する事項	17
(3) 土地に関する事項	17
(4) 事業計画に関する事項	17
(5) 施設計画に関する事項	17
(6) 環境保全に関する事項	18
(7) 県営住宅整備に関する事項	18
(8) 留意事項	20
5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
(1) 係争事由に係る基本的な考え方	21
(2) 管轄裁判所の指定	21
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
(1) 基本的な考え方	21
(2) 本体事業の継続が困難となった場合の措置	21
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	22
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	22
(3) その他の支援に関する事項	22
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
(1) 情報提供	22
(2) 入札に伴う費用の負担	22
(3) 使用言語及び通貨	22
(4) 問合せ先	22
様式-1	23
様式-2	24
様式-3	25

- 別紙－１ リスク分担表
- 別紙－２ 事業用地付近見取図
- 別紙－３ 事業用地現況図
- 別紙－４ 土地利用計画図（案）
- 別紙－５ 入居者移転計画（基本手順）
- 別紙－６ 主な関係法令等

本実施方針では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】：本事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする地方公共団体の長をいいます。
- 【特定事業者】：PFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する民間事業者として選定された者で、本事業の実施に際して、県と特定事業契約を締結し事業を実施する者をいいます。なお、本事業においては、SPC（特別目的会社）の設立は認めません。
- 【事業用地】：県が所有する愛知県営王ヶ崎住宅の住棟（1号棟、2号棟、3号棟及び4号棟）が現に立地する場所で、別紙－2及び別紙－3に示す、本事業の対象となる土地をいいます。
- 【建替住棟】：事業用地において特定事業者が新たに整備する住棟をいいます。
- 【建替集会所】：事業用地において特定事業者が新たに整備する集会所をいいます。
- 【建替住棟等】：建替住棟に加えて、事業用地において特定事業者が新たに整備する建替集会所、敷地内通路、駐車場及び自転車置場等の総称をいいます。
- 【既存住棟等】：事業用地内に存する1号棟、2号棟、3号棟及び4号棟（合計160戸）、集会所、自転車置場、駐車場及びポンプ室等の総称をいいます。
- 【応募グループ】：施設の設計、建設及び工事監理の能力を有し、本事業に応募する者で、複数の企業により構成されるグループをいいます。
- 【代表企業】：応募グループの代表として入札手続を行う企業をいいます。
- 【構成員】：応募グループの構成員をいいます。
- 【入札参加者】：入札に参加する応募グループをいいます。
- 【入札参加資格】：入札参加者に必要な資格で、具体的には、参加要件及び資格要件をいいます。
- 【入札説明書等】：入札公告の際に県が公表する書類一式をいいます。具体的には、愛知県建設工事関係入札心得書、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、特定事業契約書（案）、様式集及び添付書類等をいいます。
- 【参加書類】：入札への参加を希望する者が提出する書類で、参加申込書、入札参加資格審査申請書等をいいます。
- 【事業提案書】：本事業に関する事業計画の内容を記載した書類及び図書で、応募グループが入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出したものをいいます。
- 【入札書類】：本事業に関する入札書、事業提案書等をいいます。
- 【委員会】：学識経験者等で構成する、本事業に関する事業者を選定する委員会をいいます。
- 【落札者】：委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県が決定した入札参加者をいいます。
- 【特定事業契約】：本事業を実施するため公共施設の管理者及び落札者が締結する契約をいいます。
- 【ウェブページ】：愛知県建築局公共建築部公営住宅課のウェブページをいいます。

- 【参加者名簿】 : 令和6年度及び令和7年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿をいいます。
- 【特許権等】 : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

愛知県営王ヶ崎住宅 P F I 方式整備事業

イ 事業に供される公共施設の種類

県営住宅（附帯施設等を含む。）

ウ 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

エ 事業目的

県では、住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念に則り、社会経済情勢の変化に的確に対応した良質な住宅の供給や地域の環境との調和に配慮した良好な住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する者への居住の安定の確保等を目指した施策を実施しており、現在、更新期を迎えつつある県営住宅においても、こうした理念を踏まえた計画的な建替を進めているところです。

整備にあたっては、老朽化した既存住棟等を、民間のノウハウを活用して、シンプルで機能的かつ耐用年限70年を前提とした低廉で良質な住棟へ建替を行うことを目指しています。

このため、本事業においては、特定事業者が事業用地内において建替住棟等を整備することにより、県営住宅ストックを安心して活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新することを目的とします。

オ 事業概要

(ア) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき実施し、特定事業者が自らの提案をもとに既存住棟等の解体撤去、建替住棟等の設計・建設等を行い、県に所有権を移転する B T（Build Transfer）方式により整備を行うものです。（「別紙ー4 土地利用計画図（案）」参照）

(イ) 本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は以下のとおりとし、具体的な事項については、入札説明書等において示します。

a 整備対象施設

(a) 建替住棟

(b) 建替集会所（建替住棟と同一棟とする）

(c) 附帯施設等

- ・敷地内通路
- ・駐車場

- ・自転車置場
- ・児童遊園
- ・植栽植樹
- ・共用倉庫（建替住棟の階段下等）
- ・ごみ置場
- ・案内看板
- ・消防水利、消防活動空地等
- ・電気室、受水槽、ポンプ室等

b 解体・撤去施設

- ・既存住棟等

(ウ) 事業範囲

特定事業者が実施する事業範囲は以下のとおりとし、具体的な事項については、入札説明書等において示します。

a 県営住宅整備業務

特定事業者は、事業用地及びその周辺において以下の業務を行うこととします。

(a) 事業計画策定業務

特定事業者は、入札手続において提出した事業提案書に基づき、建替住棟等の整備に関する事業計画の策定を行うこととします。

(b) 事前調査業務

- ・測量調査
- ・地質調査
- ・周辺家屋調査
- ・電波障害調査
- ・PCB含有調査
- ・アスベスト含有材など使用状況調査
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(c) 既存住棟等の解体撤去に関する業務

- ・既存住棟等の解体撤去に関する設計
- ・既存住棟等の解体撤去工事
- ・既存住棟等の解体撤去に関する工事監理
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(d) 建替住棟等の整備に関する業務

- ・建替住棟等の基本設計及び実施設計
- ・建替住棟等の建設工事
- ・建替住棟等の建設に関する工事監理
- ・設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の取得
- ・住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託
- ・化学物質の室内濃度測定

- ・ B I Mデータの作成等
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(e) その他の業務

- ・ 本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続
- ・ 地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査及び対策等の近隣対策及び対応
- ・ 完成確認、所有権の移転及び引渡し
- ・ 契約不適合検査の実施
- ・ 社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援
- ・ 会計実地検査の支援
- ・ 事後評価への協力
- ・ 維持管理における B I M活用に係るヒアリング等への協力
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

カ 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりですが、事業期間等は県の整備の方針に基づく予定であり、この期間を短縮して事業を進める提案は可能とします。

(ア) 特定事業契約の締結

令和 7 年12 月（愛知県議会における本特定事業契約に係る議案の議決後）

(イ) 事業期間

本事業のうち、既存住棟等の解体撤去、建替住棟等の整備、所有権移転及び引渡しが完了するまでの期間は、令和 7 年12 月から令和14 年 3 月までとします。

キ 特定事業者の収入及び負担に関する事項

県は、愛知県財務規則（昭和39年規則第10号）に則り、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担行為に基づき、特定事業者から提供されたサービスに対し、特定事業契約に定めるところにより、契約期間にわたって、本事業の実施に必要なサービスの対価を特定事業者に対し支払います。

(ア) 特定事業者の収入

特定事業者の収入は、県が特定事業者に支払う県営住宅整備業務に要する費用（以下「県営住宅整備業務費」という。）で構成され、支払いについては以下のとおりとし、代表企業に一括して支払う予定です。

- a 県営住宅整備業務費について、令和 8 年度以降、各年度末の他、各年度内において 2 回を上限とし、その出来高部分に相応する費用の10分の 9 以内の額を支払います。
- b 県営住宅整備業務費のうち、本事業完了前に引渡しを要する次の（a）から（d）までの業務に係る費用については、当該業務の引渡し時に残額を一括して支払います。
 - （a）建替住棟等の基本設計又は実施設計業務
 - （b）設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の取得業務
 - （c）建替住棟等の整備に関する業務

(d) 既存住棟等の解体撤去に関する業務

c 建替住棟等の引渡しが部分的に行われる場合には、建替住棟等の部分引渡し時に、引渡しが行われる部分の残額を一括して支払います。

(イ) 特定事業者の負担

a 特定事業者は、県営住宅整備業務費を（ア）の県からの支払いがあるまでの間、負担することとします。

b 特定事業者は提案に応じて、必要な許認可等の手続きを行うとともに、申請等に必要となる費用を負担してください。

ク 事業に必要な法令等の遵守

特定事業者は、本事業を実施するに当たり、P F I 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守することとします。

主な関係法令等は「別紙－6 主な関係法令等」を参照してください。

(2) 特定事業の選定方法に関する事項

ア 特定事業の選定にあたっての考え方

県は、P F I 法、基本方針及び「V F M (Value For Money) に関するガイドライン」などを踏まえ、県営住宅の整備を県自らが実施する場合と比較して、P F I 事業として民間事業者が実施した方が効率的かつ効果的に実施されると判断される場合に、事業の実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

イ 特定事業の選定方法

県は、特定事業の選定にあたっては、次の方法により客観的な評価を行います。

(ア) 公共負担の定量的評価

県営住宅の整備を県自らが実施する場合の財政負担額と、P F I 事業として民間事業者が実施する場合の財政負担額を現在価値に換算し比較することにより、定量的な観点から評価します。

(イ) 定性的評価

県営住宅の設計、建設等の一連の業務を、P F I 事業として民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価します。

(ウ) 総合評価

定量的評価、定性的評価に加えて、本実施方針に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、P F I 事業として実施することの適否を評価します。

ウ 特定事業の選定結果の公表

県は、本事業を特定事業として選定した場合、その判断の結果を、評価の内容とあわせて、令和7年6月（予定）にウェブページ上に公表します。なお、本事業の実施可能性について、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表します。

2 特定事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定

本事業は、県営住宅整備業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、特定事業者の募集及び選定にあたっては、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）の規定が適用される調達契約に該当します。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは以下のとおりです。

スケジュール（予定）	内 容
令和7年4月17日	実施方針の公表
令和7年4月24日	実施方針に関する現地説明会
令和7年4月17日～5月8日	実施方針に関する質問・意見・提案の受付
令和7年5月15日	実施方針に関する質問回答の公表
令和7年6月	特定事業の選定の公表
令和7年6月	入札公告、入札説明書等の公表
	入札説明書等に関する質問の受付
令和7年7月	入札説明書等に関する質問回答の公表
	参加書類の受付
令和7年8月	入札書類の受付
令和7年10月	落札者の決定及び公表
	特定事業者との特定事業仮契約の締結
令和7年12月	特定事業者との特定事業契約の締結

(3) 応募手続き等

応募手続きの申込先又は提出先は以下のとおりです。

申込・提出先	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
申込・提出メールアドレス	koeijutaku@pref.aichi.lg.jp

ア 実施方針に関する現地説明会

県は、本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針に関する現地説明会を開催します。実施方針の資料は、各自ウェブページからダウンロードして持参してください。

なお、現地説明会への出席は応募の必要条件ではありませんが、応募を希望する企業は可能な限り出席してください。

(ア) 開催日時

令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 2 時 00 分から（午後 1 時 45 分から受付開始）

(イ) 集合場所

王ヶ崎住宅集会所前

※駐車場はありませんので、ご注意ください。

(ウ) 参加申込方法

現地説明会への参加を希望する企業は、令和 7 年 4 月 22 日（火）午後 5 時までに「様式－1 実施方針に関する現地説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、メール及び添付ファイルのタイトルを以下のとおりとして申込みしてください。参加人数は 1 企業 2 名までとさせていただきます。なお、電話での受付は行いません。

また、参加申込に対して参加証等は発行しませんので、当日、直接会場までお越し下さい。

メール及び添付ファイルのタイトル	【王ヶ崎 P F I】実施方針現地説明会参加申込（企業名）
------------------	-------------------------------

(エ) その他事項

現地説明会当日における質疑応答は行いません。なお、質問等がある場合は下記の「イ 実施方針に関する質問受付、回答公表」「ウ 実施方針に関する意見・提案の受付等」によってください。

また、諸事情により開催日時及び開催方法を変更する場合、令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時までに参加申込企業に連絡します。

(オ) 現地説明会に関する問い合わせ先

電話：052-954-6577（愛知県建築局公共建築部公営住宅課 建設・改善第一グループ）

イ 実施方針に関する質問受付、回答公表

県は、本実施方針に関する質問の受付及び回答を以下のとおり行います。

(ア) 受付期間

令和 7 年 4 月 17 日（木）～ 5 月 8 日（木）午後 5 時必着

(イ) 提出方法

質問を簡潔にまとめ、「様式－2 実施方針に関する質問書」に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、メール及び添付ファイルのタイトルを以下のとおりとして提出してください。なお、電話での受付は行いません。

メール及び添付ファイルのタイトル	【王ヶ崎 P F I】実施方針質問（企業名）
------------------	------------------------

(ウ) 回答方法

質問に対する回答については、令和 7 年 5 月 15 日（木）にウェブページ上に公表する予定であり、個別の回答は行いません。なお、質問した者の企業名等は公表しません。また、提出のあった質問のうち、県が必要と判断した場合には、質問した者に直接ヒアリングを行うことがあります。

ウ 実施方針に関する意見・提案の受付等

県は、本実施方針に関する意見・提案の受付及び公表を以下のとおり行います。

(ア) 受付期間

令和7年4月17日（木）～5月8日（木）午後5時必着

(イ) 提出方法

意見・提案を簡潔にまとめ、「様式－3 実施方針に関する意見・提案書」に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、メール及び添付ファイルのタイトルを以下のとおりとして提出してください。なお、電話での受付は行いません。

メール及び添付ファイルのタイトル	【王ヶ崎PFI】実施方針意見・提案（企業名）
------------------	------------------------

(ウ) 公表方法

意見・提案に対しては、意見・提案した者の承諾を得たものに限り、令和7年5月15日（木）にウェブページ上において公表しますが、個別の見解は示さないこととします。また、提出のあった意見・提案のうち、県が必要と判断した場合には、意見・提案した者に直接ヒアリングを行うことがあります。

エ 入札説明書等に関する現地説明会

県は、実施方針に関する現地説明会の他に、入札説明書等に関する現地説明会の開催を予定しています。現地説明会の日程の詳細は入札説明書等において示します。

オ 実施方針の変更

県は、実施方針の公表後、県に提出された意見・提案等を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあります。

なお、変更を行った場合には、速やかにウェブページ上に公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも合わせて示します。

カ 特定事業の選定の公表

県は、実施方針に対する意見・提案を踏まえ、本事業をPFI事業として実施すべきか否かを評価し、PFI事業として実施することが適切と判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表します。また、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表します。

キ 入札公告、入札説明書等の公表

県は、実施方針に対する意見・提案を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を公表します。

ク 入札説明書等に関する質問・回答

県は、入札説明書等に関する質問を愛知県建築局公共建築部公営住宅課において受け付けます。なお、質問の提出方法及び回答方法については、入札説明書等において示します。

ケ 参加書類の受付・審査

県は、本事業に応募する者（以下「応募者」という。）に参加書類の提出を求めます。資格審査の結果は、全ての応募者に対して通知します。また、参加書類の提出方法、時期及び審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。なお、審査を通過しなかった応募者は、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

コ 入札書類の受付

県は、入札説明書等に基づき本事業に関する内容を記載した入札書類の提出を求めます。なお、入札書類の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。

サ 入札の取りやめ等

公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は、入札の執行を延期若しくは取りやめることがあります。

（４）競争参加資格

応募者は、施設の設計、建設及び工事監理の能力を有する複数の企業から成る応募グループを構成することとし、応募グループ及びその構成員の参加要件及び資格要件は、次のア及びイのとおりとします。

なお、参加書類の受付日から落札者の決定前までにいずれかの要件を欠くこととなった場合は、失格とすることがあります。

構成員の変更の取扱いについては次のウのとおりとします。

ア 応募グループ及び構成員の参加要件

構成員はいずれも、参加書類の提出時から落札者決定までの期間、次に掲げる要件を満たすこととします。

なお、構成員は、他の応募グループの構成員として本入札に参加できないものとします。

応募グループは、参加書類において、代表企業名並びに本事業に係る業務に携わる各構成員の企業名及び携わる業務を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととします。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（イ）愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

（ウ）PFI法第9条に規定する欠格事由に該当しない者であること。

（エ）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

（オ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は

会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (カ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人若しくはその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係がある者（次のaからcまでのいずれかに該当する関係にある者をいう。以下同じ。）でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、次に示すとおりです。

- ・株式会社地域経済研究所
- ・株式会社地域計画建築研究所
- ・北口・繁松法律事務所

a 資本関係

その関係が、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合

- （a）親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- （b）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b 人的関係

その関係が、次の（a）から（c）までのいずれかに該当する場合。ただし、（a）については会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する更生手続を存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- （a）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

- （b）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場

合

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合
で、上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(キ) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

(ク) 他の応募グループの構成員との間に、次のいずれかに該当する関係がないこと（該当するものの全てが代表企業以外の構成員である場合を除く。）。なお、次のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得第9条の2第2項の規定に抵触するものではない。

a 資本関係

その関係が、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合

(a) 親会社等と子会社等の関係にある場合

(b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b 人的関係

その関係が、次の（a）から（c）までのいずれかに該当する場合。ただし、（a）については会社等の一方が再生手続を存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(a) 一方の会社等の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合で、その関係が、上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 構成員の資格要件

構成員は、参加書類の提出時から落札者決定までの期間、次の要件を満たすこととします。

ただし、（ア） a、（イ） a 及び（ウ） a に掲げる要件を満たしていない者も、入札書類の提出時において当該要件を満たすことが確実と見込まれる場合に限り、参加書類を提出することができます。この場合にあつては、（イ） g の（a）から（d）まで並びに（イ） h 及び i に掲げる要件に関しては建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値通知書に記載されている該当する工事業の総合評定値を参考にして、参加書類を作成し提出するものとします。

なお、次の要件を複数満たす者は、当該複数の業務を実施できるものとします。

（ア）設計業務に当たる企業

設計業務に当たる企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。

- a 参加者名簿に登録されていること。
- b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c 元請として、過去15年間（平成22年4月1日から入札参加資格の審査申請の前日まで。以下同じ。）に、次の（a）又は（b）の工事に係る設計業務を完了した実績があること。なお、設計共同企業体としての実績は、その代表構成員としての実績に限るものとする。
 - （a）鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
 - （b）鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
- d 設計業務に当たる企業のいずれかと直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、配置期間は、設計業務が完了するまでとする。
- e 配置予定の管理技術者は、過去15年間に、cの（a）又は（b）の工事に係る設計業務に建築士として携わった実績を有していること。

（イ）建設業務に当たる企業

建設業務に当たる企業は、次の要件を満たしていること。なお、a、b、c及びdについては、電気工事に従事する企業にあつては「建築工事業」とあるのは「電気工事業」と、「建築物の新築又は増築工事」とあるのは「建築物の新築又は増築工事に係る電気工事」と、管工事に従事する企業にあつては「建築工事業」とあるのは「管工事業」と、「建築物の新築又は増築工事」とあるのは「建築物の新築又は増築工事に係る給排水工事」とそれぞれ読み替えるものとする。

- a 参加者名簿に登録されていること。
- b 建設業法第3条第1項の規定による建築工事業についての特定建設業の許可を受けていること。
- c 元請として、過去15年間に、次の（a）又は（b）の工事を完成した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとする。
 - （a）鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
 - （b）鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
- d 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者（以下「監理技術者」という。）として受持ち工事の期間中、専任で配置できること。なお、g（a）に該当する企業は、工事の全期間、監理技術者を専任で配置すること。
- e 配置予定の監理技術者は、過去15年間に、cの（a）又は（b）の工事を監理技術者、建設業法第26条に定める主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、工事の途中で交代のあった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事したときに限り認める。
- f 配置予定の監理技術者は、建設業務に当たる企業のいずれかと直接的かつ恒常的に雇用関係があること。
- g 建築工事業を営む者は、次の（a）の者及び（c）の者の2者又は次の（a）の者、

(b) の者及び (d) の者の 3 者であること。

(a) 参加者名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が1,200点以上の者

(b) 参加者名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が950点以上の者

(c) 参加者名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が730点以上の者

(d) 参加者名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が730点以上950点未満の者

h 電気工事に従事する企業が参加する場合は、参加者名簿において認定された電気工事業の経営事項評価点数が880点以上の者であること。

i 管工事に従事する企業が参加する場合は、参加者名簿において認定された管工事業の経営事項評価点数が880点以上の者であること。

(ウ) 工事監理業務に当たる企業

工事監理業務に当たる企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。

a 参加者名簿に登録されていること。

b 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

c 元請として、過去15年間に、次の (a) 又は (b) の工事で引渡し完了したものに係る工事監理業務の実績があること。なお、工事監理共同企業体としての実績は、その代表構成員としての実績に限るものとする。

(a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事

(b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事

d 工事監理業務に当たる企業のいずれかと直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ、一級建築士である管理技術者（工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を工事期間中、配置できること。なお、工事監理業務に当たる企業が建設業務に当たる企業を兼ねる場合には、当該管理技術者は監理技術者と兼務することができない。

e 配置予定の管理技術者は、過去15年間に、c の (a) 又は (b) の工事に係る工事監理業務に建築士として携わった実績を有していること。

ウ 構成員の変更

参加書類受付以降、構成員の変更は認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業を除く構成員については、変更することができるものとします。

(5) 資格及び提案の審査並びに特定事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

県は、特定事業者の選定を総合評価一般競争入札方式により実施するにあたり、公平性、透明性及び客観性を確保することを目的として、委員会を設置します。

委員会は、事業提案書の審査及び審査における評価項目等の検討を行います。

県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、委員会が必要と判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行います。

イ 委員会の構成

県が設置する委員会は外部委員 3 名、内部委員 1 名により構成します。委員の氏名等は入札公告に合わせて公表します。なお、構成員又は構成員の関係者が落札者決定前までに、委員に対し、特定事業者の選定に関しての相談や自己に有利になる目的のための働きかけを行った場合は、失格とします。

ウ 審査の手順

参加書類及び入札書類の審査は、資格審査と提案審査の 2 段階で実施します。

(ア) 資格審査

県は、応募者から提出された参加書類をもとに、入札説明書等において示した参加要件及び資格要件を満たしていることの確認を行います。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県は、提出された入札書に記載された入札金額が予定価格以下であることの確認を行います。入札金額が予定価格を上回っている入札書を提出した入札参加者は失格とします。なお、予定価格は入札説明書等において示します。

次いで、県及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の要求水準を達成していることの確認を行います。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者から提出された入札書類に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。

なお、審査事項は以下のとおりとする予定であり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示します。

- (a) 基本方針及び実施体制等に関する事項
- (b) 建替住棟等の整備に関する事項
- (c) 工事中の環境対策及び安全管理に関する事項
- (d) 企業の技術力に関する事項
- (e) 配置予定技術者の能力に関する事項

エ 落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。また、落札者が落札者決定時から特定事業契約締結時までに（４）ア又はイのいずれかの要件を欠くこととなった場合は、特定事業契約を締結しないことがあります。ただし、代表企業以外の構成員が上記の事由に該当した場合は、失格とはせず、県と協議の上、当該構成員の変更を認めることがあります。

オ 特定事業者の選定

県と落札者（特定事業者）は、入札説明書等に基づき、令和7年10月に特定事業仮契約を、令和7年12月に愛知県議会における議決を経て特定事業契約を締結する予定です。ただし、落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、落札者を除く、委員会で決定された順位の上位者から順に契約交渉を行います。

カ 特定事業者を選定しない場合

入札参加者がいない又はいずれの入札参加者も県の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、県は、特定事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

（6）提出書類の取り扱い

ア 著作権

県が示した図書の著作権は県に、その他の事業提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとし、愛知県情報公開条例（平成12年条例第19号）に基づく開示を要する場合を除き、原則として公表しません。ただし、県は、本事業において落札者の公表時又は県が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料又は施工方法等を使用した結果生じた損害等の責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとします。

3 特定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものです。本事業の責任は、原則として特定事業者が負うものとします。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

予想されるリスク及び県と特定事業者の責任分担は、原則として「別紙－1 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、入札説明書等において示します。

(2) 要求する性能等

特定事業者は、入札説明書等及び提案内容を踏まえて、建替住棟等の機能が十分発揮できるように、本事業を行うこととします。なお、実施方針に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求水準等については、入札説明書等において示します。

(3) 特定事業者の責任の履行の確保に関する事項

特定事業者は、締結した特定事業契約書に従って責任を履行することとします。なお、本事業の履行を確保するために、履行保証保険等により本事業の期間中の履行保証を行うこととします。

なお、詳細については入札説明書等において示します。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア モニタリングの目的

県は、特定事業者が特定事業契約書に基づき各業務を確実に遂行し、要求水準の達成及び事業提案の履行（以下「要求水準の達成等」という。）を確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行います。

イ モニタリングの方法

県が実施するモニタリングの具体的な方法については、要求水準書、特定事業契約書（案）において定めます。

ウ モニタリングの実施時期及び概要

県が実施するモニタリングの時期及び内容は概ね次のとおりとします。ただし、県が、モニタリングを別途必要とする場合においては、県の方法及び手段により実施することとします。

(ア) 事業計画策定業務、事前調査業務、建替住棟等の基本設計・実施設計に関するモニタリング

県は、特定事業者によって行われた事業計画策定業務、事前調査業務、建替住棟等の基本設計・実施設計について、各業務の完了時に、要求水準の達成等を確認します。

(イ) 既存住棟等の解体撤去に関するモニタリング

県は、特定事業者が行う既存住棟等の解体撤去業務の状況について、適宜、特定事業契約書

の内容に適合するか確認します。

(ウ) 建替住棟等の建設工事・工事監理に関するモニタリング

県は、定期的に工事施工及び工事監理の状況を確認します。また、県が必要と認める場合には、随時工事施工の事前説明及び事後報告を特定事業者に求めるとともに、工事現場の状況を確認します。

(エ) 建替住棟等の完成・引渡しに関するモニタリング

県は、特定事業者の用意した施工記録を現場で確認し、建替住棟等の状態が特定事業契約書の内容に適合するか確認します。その結果、適合しないと認められる場合、県は、補修又は改造を求めることができることとします。

エ モニタリング費用の負担

県が実施するモニタリングにかかる費用のうち、県に生じる費用は県の負担とし、その他の費用は特定事業者の負担とします。

オ 特定事業者に対する支払額の減額等

県は、モニタリングの結果、要求水準の達成等又は特定事業契約書の内容への適合が確認できない場合、特定事業者に対して改善を指示することがあります。また、この場合において、支払い金額の減額、違約金の徴収又は契約解除等の措置をとることがあります。

4 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

(1) 全体に関する事項

「別紙－4 土地利用計画図（案）」に示すように、本事業では事業用地において建替住棟等の整備を行います。詳細については、入札説明書等において示します。

(2) 立地条件に関する事項

項 目	概 要
位 置	愛知県豊橋市王ヶ崎町地内 （「別紙－2 事業用地付近見取図」参照）
事業用地面積	約12,350㎡
用途地域等	第一種中高層住居専用地域 建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条区域
容積率／建蔽率	200％／60％
日影規制	8時～16時 測定面高さ4m 5mライン4.0時間 10mライン2.5時間
その他	景観計画区域、宅地造成等工事規制区域

(3) 土地に関する事項

県は、事業用地については、工事着工の日から建替住棟等の所有権移転及び引渡し日までの間、PFI法第71条第2項の規定により、特定事業者者に無償で使用することを許可する予定です。

(4) 事業計画に関する事項

本事業では、建替の工程計画は特定事業者の提案としますが、「別紙－5 入居者移転計画（基本手順）」に示す基本的な手順に従って工程計画を提案してください。

(5) 施設計画に関する事項

施設計画の策定にあたっては、過去における共同住宅建設での経験等を反映するとともに、次に掲げる点を十分に踏まえた計画としてください。

- ・ 県営住宅として入居者が健康で文化的な生活を営むに足る、シンプルで機能的な計画とすること。
- ・ 耐用年限70年を前提とした、管理が容易で維持費の低減に配慮した計画とすること。
- ・ 附帯施設等について、入居者が行う清掃等日常管理の負担軽減を考慮した計画とすること。
- ・ 高齢者、障がい者、外国人など、誰もが安全に、安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた生活しやすい環境づくりに配慮すること。
- ・ 敷地内通路の一部は、整備引渡し後に県が豊橋市に市道として移管する予定であることから、将来道路認定された場合に建築基準法関係規定を満たす計画とすること。

(6) 環境保全に関する事項

- ・日影、風害、電波障害等について周辺環境に配慮すること。
- ・周辺住民のプライバシー確保に配慮すること。
- ・近隣の戸建住宅等民間施設に対する圧迫感の軽減に配慮すること。
- ・建物の配置は、できるだけ敷地境界より後退させるなど周囲の環境に配慮すること。
- ・環境負荷の軽減や循環型社会の実践など、地球環境に配慮すること。
- ・雨水利用、雨水浸透、リサイクル材やエコマテリアル、省エネ機器の使用、ごみの減量化、緑化率の向上、ライフサイクルCO2削減など、環境共生に配慮すること。
- ・発電能力3kwh程度の太陽光発電設備を設置すること。具体的な水準は、要求水準書において示します。
- ・住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずること。具体的な水準は、要求水準書において示します。

(7) 県営住宅整備に関する事項

建替住棟等の整備は以下によることとし、各項目の詳細については、入札説明書等において示します。

ア 建替住棟

(ア) 住戸

- ・戸数は139戸とし、第1工区で76戸、第2工区で63戸整備すること。
- ・住戸タイプごとの住戸専用面積及び住戸数は次表によること。また、住戸タイプごとのプランは、次に示す許容面積を満足すること。

住戸タイプ		2DK	3DK
住戸数	第1工区整備戸数	56戸	20戸
	第2工区整備戸数	42戸	21戸
	合計	98戸	41戸
許容面積	ダイニングキッチン	15.0㎡以上	16.0㎡以上
	居室	合計17.9㎡以上 居室(1):9.7㎡以上 居室(2):7.3㎡以上	合計26.7㎡以上 居室(1):9.7㎡以上 居室(2):7.3㎡以上 居室(3):7.3㎡以上
	収納	合計3.3㎡以上 居室(1)収納:0.9㎡以上 居室(2)収納:0.9㎡以上 その他収納:0.3㎡以上	合計4.1㎡以上 居室(1)収納:0.9㎡以上 居室(2)収納:0.9㎡以上 居室(3)収納:0.9㎡以上 その他収納:0.3㎡以上
	玄関	1.8㎡以上	1.8㎡以上
	便所	介助スペースを内法で長辺1.3m以上確保すること。	
	浴室	—	

	洗面・脱衣室	—
	ホール	—

(イ) 規模・配置計画等

- ・建替住棟は第1工区及び第2工区にそれぞれ1棟整備し、7階建て以下とすること。
- ・住棟の主要な構造部は、住棟の耐用年限70年を念頭に、コンクリート系構造とすること。ただし、構造上重要でない壁に限り、コンクリート系構造以外の構造も認めます。
- ・住棟にはバルコニーを設けること。

イ 建替集会所

(ア) 規模・配置計画等

- ・床面積は70㎡以下とすること。
- ・建替住棟と同一棟とし、第1工区西側に配置すること。
- ・内装は木質化し、愛知県産材を積極的に使用すること。

(イ) 必要諸室等

- ・集会室、便所、湯沸室、収納等を設けること。
- ・収納のうち1か所は、屋外から使用できること。
- ・便所は、車椅子使用者用便房を設けること。
- ・集会室においては、エアコンを設置できるよう配管、配線及びスリーブ管等を取り付けること。

ウ 附帯施設等

(ア) 敷地内通路

- ・人と車両の動線について明確に分離する等、安全性を確保した敷地内通路を設けること。
- ・将来、敷地内通路を市道として豊橋市に移管できるよう整備すること。

(イ) 駐車場

- ・平面駐車場とし、139台（入居者用）のスペース（1台あたり2.5m×5.0m）を確保すること。
- ・入居者用とは別に、介護者専用駐車場として、住棟毎に1台のスペース（3.5m×5.0m）を確保すること。
- ・集会所専用として1台分の駐車場（1台あたり2.5m×5.0m）を設けること。

(ウ) 自転車置場

- ・屋根付きとし、1戸あたり1.5台のスペース（1台あたり0.5m×2.0m）を確保すること。

(エ) 児童遊園

- ・事業用地内に834㎡以上の面積を確保すること。
- ・児童の遊び場のみならず、高齢者等の憩いの場としての利用を想定して計画すること。

(オ) 植栽植樹

- ・緑化面積は、事業用地面積（通路①②③部分除く）に対して100分の20程度確保すること。

(カ) 共用倉庫

- ・原則、住棟の階段下部を利用し、共用倉庫を設置すること。ただし、階段下部を利用できないやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(キ) ごみ置場

- ・豊橋市と調整し、建替住棟と分離させた適切な場所に整備すること。

(ク) 案内看板

- ・事業用地内に団地案内看板を設置するとともに、事業用地以外の既存の案内看板を本事業完了時の状況に合わせて修正すること。

(ケ) 消防水利・消防活動空地

- ・消防水利（防火水槽及び消火栓）、消防活動空地は、豊橋市及び管轄の消防署と協議し、適切に整備すること。

(コ) 電気室、受水槽、ポンプ室等

- ・電気室等は、必要に応じて、建替住棟と別棟とし、適切な場所に整備すること。

(8) 留意事項

本事業は、入居者のいる既存住棟の近接地において実施することとなるため、入居者の居住環境をはじめ、安全及び利用勝手などに十分配慮した計画としてください。

5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は特定事業契約書等の解釈について疑義が生じた場合には、県と特定事業者は誠意をもって協議することとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に定める具体的な措置に従うこととします。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業の確実な履行を確保するため、特定事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本体事業の継続が困難となった場合の措置

本体事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約書の規定に従い次の措置をとることとします。

ア 特定事業者の責めに帰すべき事由により本体事業の継続が困難となった場合

特定事業者の提供するサービスが特定事業契約書等に定める県の要求水準を下回る場合、その他特定事業契約書に定める特定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、県は、特定事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとします。

特定事業者が倒産し、又は特定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、特定事業契約を解除することができるとします。県が特定事業契約を解除した場合、特定事業者は、県に生じた合理的損害を賠償することとします。

イ 県の事由により本体事業の継続が困難になった場合

特定事業者は、特定事業契約書の定めに従い、特定事業契約を解除することができます。この場合、県は、特定事業者に生じた合理的損害を賠償することとします。

ウ その他の事由により本体事業の継続が困難になった場合

県及び特定事業者は、特定事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じることとします。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していません。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上及び金融上の措置は想定していません。

(3) その他の支援に関する事項

県は、事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を行います。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、ウェブページ等を通じて適宜行います。

ウェブページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koeijutaku/ogasakipfi.html>

(2) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、全て応募グループの負担とします。

(3) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限ります。

(4) 問合せ先

愛知県建築局公共建築部公営住宅課 建設・改善第一グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6577

メールアドレス：koeijutaku@pref.aichi.lg.jp

様式－１

令和 年 月 日

実施方針に関する現地説明会参加申込書

愛知県営王ヶ崎住宅P F I 方式整備事業の実施方針に関して、説明会への参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
所属・役職／参加者氏名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

注１：説明会参加者は、１企業につき最大２名までとします。

注２：説明会参加申込書提出方法は６ページを参照してください。

様式－２

令和 年 月 日

実施方針に関する質問書

愛知県営王ヶ崎住宅PFI方式整備事業の実施方針に関して、以下の質問がありますので提出します。

会社名	
所在地	
所属・役職／担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

番号	箇所							質問内容
	頁	数字	(数字)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	
例	6	1	(2)	イ	(イ)	a	(a)	左記のように質問項目を特定し、内容を記入してください。
1								
2								
3								
4								
5								

記入にあたっての留意事項

- ・該当箇所欄の記入にあたっては、数値や記号は半角小文字で記入してください。
- ・行が不足する場合は、適宜追加してください。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更は行わないでください。
- ・提出方法は6ページを参照してください。
- ・添付書類がある場合のファイル形式はPDFとしてください。

様式－３

令和 年 月 日

実施方針に関する意見・提案書

愛知県営王ヶ崎住宅PFI方式整備事業の実施方針に関して、以下の意見・提案がありますので提出します。

会社名	
所在地	
所属・役職／担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

番号	箇所							意見・提案内容	公表の承認
	頁	数字	(数字)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
例	6	1	(2)	イ	(イ)	a	(a)	左記のように質問項目を特定し、内容を記入してください。	○
1									
2									
3									
4									
5									

記入にあたっての留意事項

- ・該当箇所欄の記入にあたっては、数値や記号は半角小文字で記入してください。
- ・行が不足する場合は、適宜追加してください。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更は行わないでください。
- ・公表の承認の欄に、意見・提案内容を公表してもよい場合は○、公表を望まない場合は×を記入してください。
- ・提出方法は7ページを参照してください。
- ・添付書類がある場合のファイル形式はPDFとしてください。

別紙ー１ リスク分担表

【事業全体共通】 ※○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者 △：従たるリスクの負担者

段階	リスクの種類		No	リスクの内容	負担者	
					県	特定事業者
共通	提供した情報リスク		1	入札説明書等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○	
	契約リスク		2	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	注 1	注 1
			3	上記以外の県の事由による契約締結の遅延・中止	○	
			4	特定事業者（落札者）の事由による契約締結の遅延・中止		○
	応募リスク		5	応募費用に関するもの		○
	制度関連リスク	政治・行政リスク	6	本事業に直接的影響を及ぼす県に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度リスク	7	事業に直接関係する根拠法令変更、新たな規制法の成立	○	
			8	上記以外の法令の変更		○
		許認可リスク	9	県の事由による特定事業者の許認可取得遅延	○	
			10	特定事業者の事由による特定事業者の許認可取得遅延		○
		税制度リスク	11	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	注 2	注 2
			12	法人の利益や運営に係る税制の新設・変更		○
			13	建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの（建替住棟等の県への所有権移転前）		○
			14	事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	
			15	上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		○
	社会リスク	住民対応リスク	16	入札説明書等に記載されている範囲のもの	○	
			17	提案内容に係るもの		○
		第三者賠償リスク	18	業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境問題リスク	19	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク		20	県の債務不履行による中断・中止	○	
			21	特定事業者の債務不履行による中断・中止		○

段階	リスクの種類		No	リスクの内容	負担者	
					県	特定事業者
共通	不可抗力リスク		22	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△
	経済リスク	資金調達リスク	23	事業の実施に必要な資金調達・確保		○
		金利リスク	24	金利変動		○
		物価リスク	25	予期することができない急激なインフレーション又はデフレーション	○	○

【県営住宅整備業務関連】

段階	リスクの種類		No	リスクの内容	負担者	
					県	特定事業者
県営住宅整備業務	発注者責任リスク		26	県の指示の不備、変更による契約内容の変更	○	
			27	特定事業者の指示・判断の不備、変更による契約内容の変更		○
	測量・調査リスク		28	県が実施した測量・調査に関するもの	○	
			29	特定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
			30	地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	
	要求水準変更リスク		31	県の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
	軽微な技術提案変更リスク		32	特定事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
			33	特定事業者が実施した盛土、切土等の開発の影響によるもの		○
	用地の確保リスク		34	事業用地の確保に関するもの	○	
			35	事業用地以外で事業に必要な進入路や資材置き場等の確保に関するもの		○
	事業用地の瑕疵リスク		36	県が事前に把握し、公表した文化財調査又は土壌汚染調査資料により、予見できることに関するもの		○
			37	上記資料により、予見できない文化財、土壌汚染に関するもの	○	
			38	上記以外の地質障害、地中障害物その他の予見できないことに関するもの	○	

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				県	特定事業者
県営住宅整備業務	工期変更 (工事遅延) リスク	39	県の指示及び県の責めに帰すべき事由による工期変更、引渡し遅延	○	
		40	特定事業者の責めに帰すべき事由による工期変更、引渡し遅延		○
	建設コスト (工事費増大) リスク	41	県の指示及び県の責めに帰すべき事由による工事費の増大	○	
		42	上記以外の特定事業者の責に帰すべき事由による工事費の増大		○
	建設物価変動リスク	43	建設物価の価格変動に関するもの	注 3	注 3
	工事監理リスク	44	工事監理の不備によるもの		○
	住民対応リスク	45	建設に伴い発生した周辺環境等の変化に係る苦情処理に関するもの		○
	警備リスク	46	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○
	第三者の使用に伴う リスク	47	特定事業者の関係者による建替住棟等の使用に起因するもの		○
	要求水準未達成 リスク	48	施設完成後、県による確認で発見された要求水準の不適合・施工不良に関するもの		○
	支払遅延・不能リスク	49	サービス購入費の支払の遅延・不能に関するもの	○	
	施設損傷リスク	50	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
	契約不適合リスク	51	契約不適合責任期間中の契約不適合の担保責任		○
	工事の中止リスク	52	県の指示による工事の中止	○	
		53	特定事業者の責めに帰すべき事由による工事中止		○
	安全管理リスク	54	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの		○

【その他】

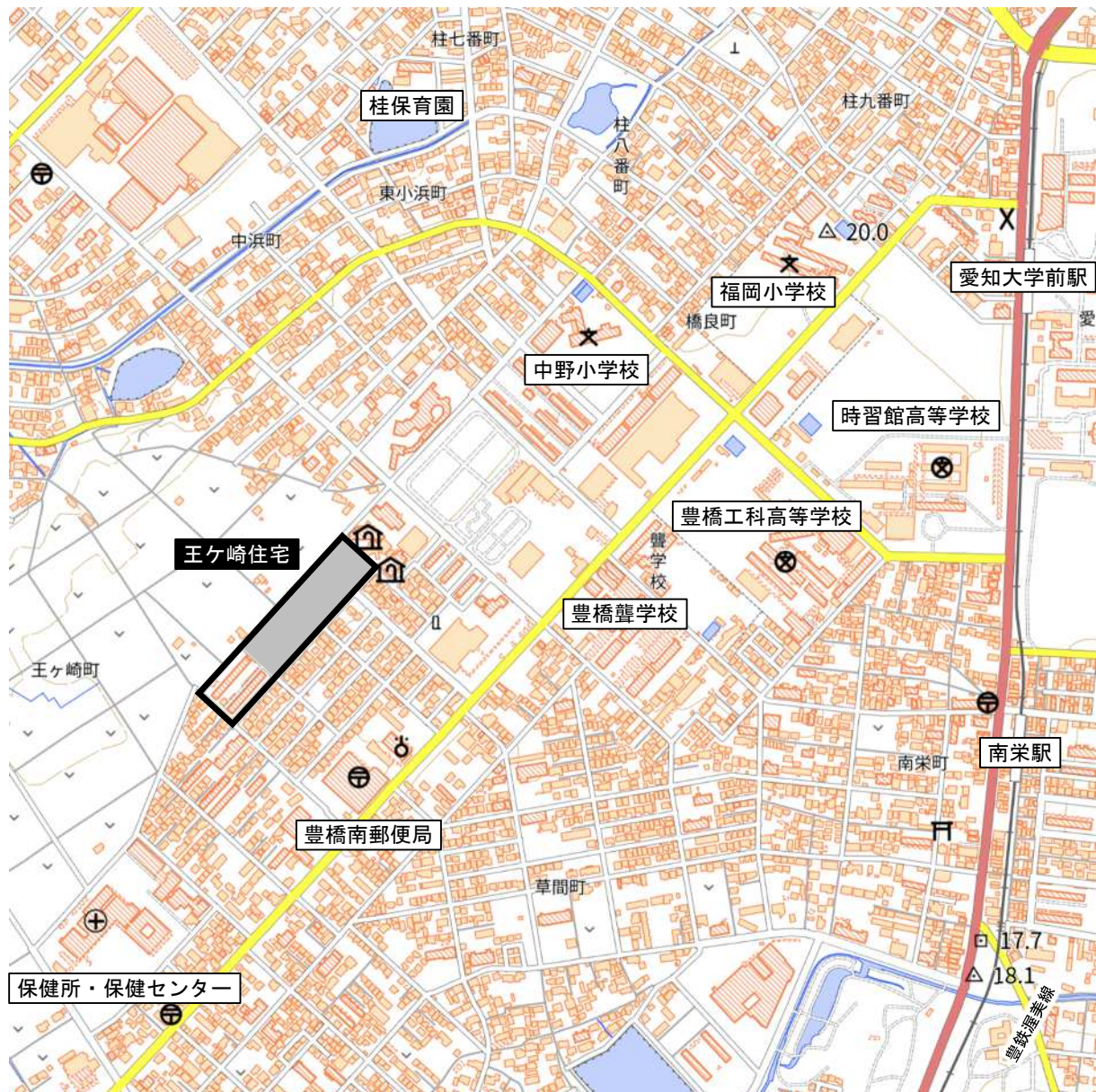
段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				県	事業者
一	事業終了リスク	55	終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの等		○

注 1) 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合、それまでに要した県、特定事業者（落札者）の費用は、それぞれの負担とします。

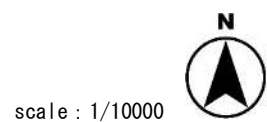
注 2) 消費税の範囲変更及び税率変更に関するリスクは、原則県の負担とします。ただし、本事業の事業費については工事請負に該当し、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置を受けることを想定しています。

注 3) 建設物価変動率で一定調整します。

別紙－２ 事業用地付近見取図



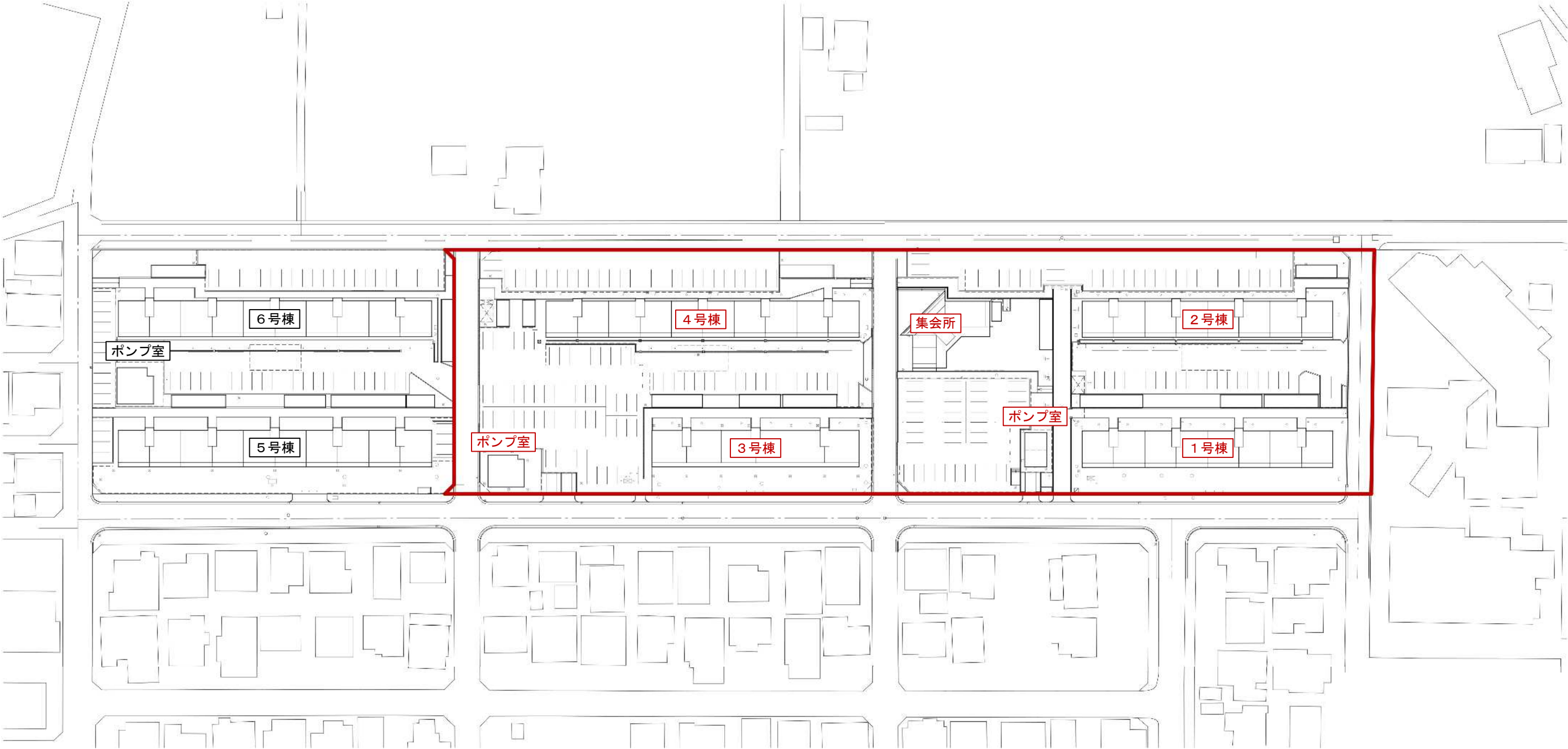
出典：国土地理院地理院地図



【事業用地位置】豊橋市王ヶ崎町地内

別紙－3 事業用地現況図

凡例： …事業用地

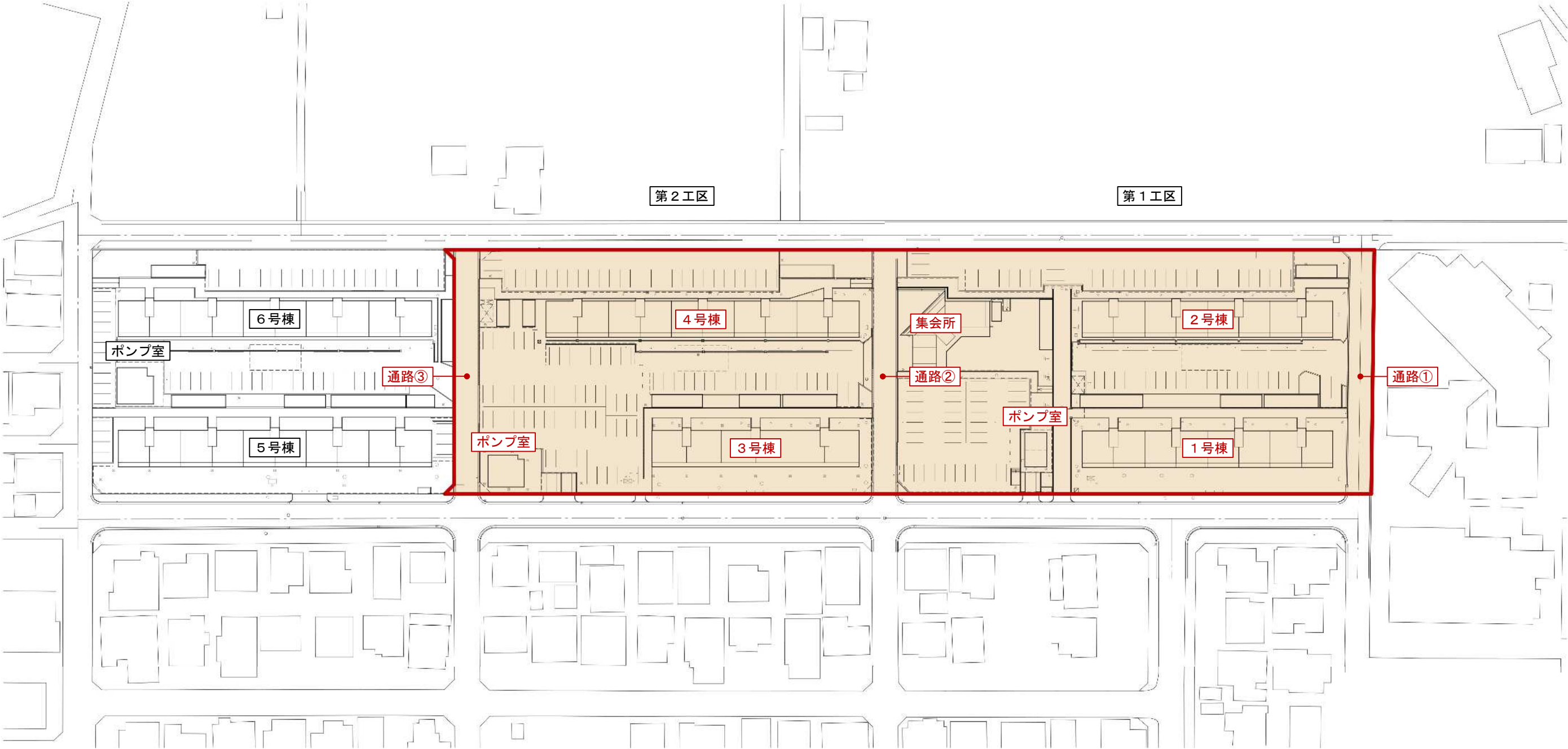


scale : 1/1000



別紙ー 4 土地利用計画図（案）

凡例： …事業用地
…建替住棟等敷地



注記：通路①、②、③は、整備引渡し後に、県が豊橋市に市道として移管を予定している。

scale : 1/1000

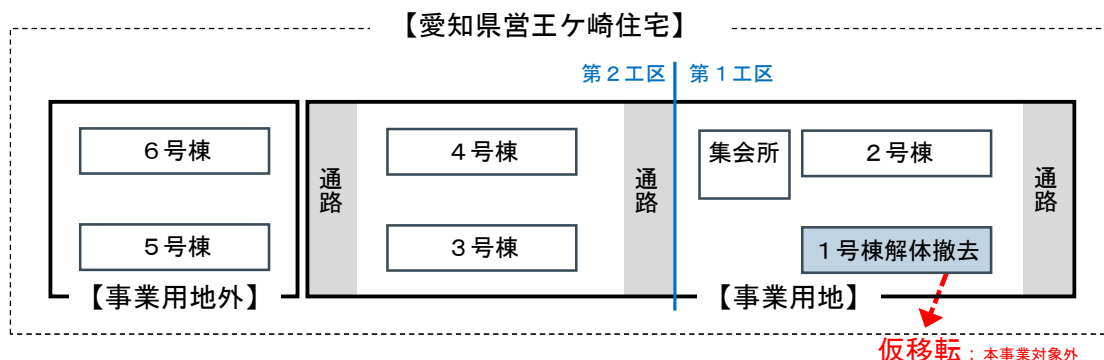


別紙ー５ 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。

１ 既存住棟等の解体撤去（第１工区）

既存住棟（１号棟）の入居者の仮移転（本事業対象外）完了後、第１工区既存住棟（１号棟）等の解体撤去を行う。（2026年10月以降）

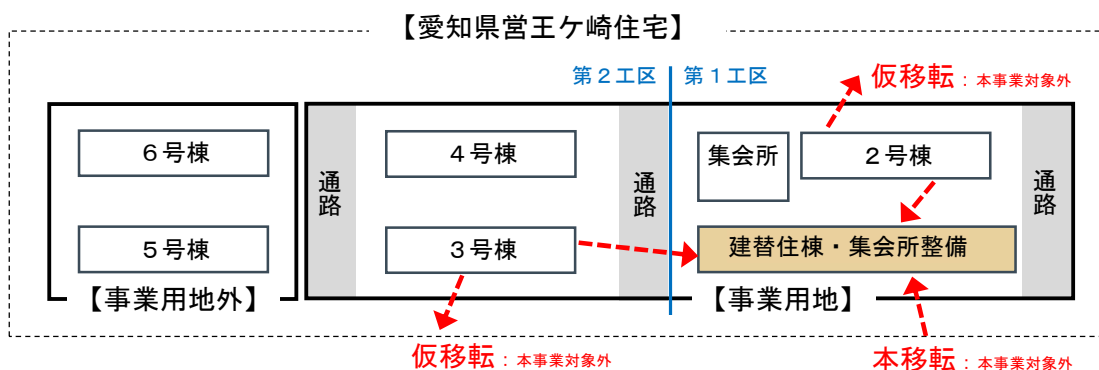


２ 建替住棟（第１工区建替住棟・集会所）等の整備（第１工区）

第１工区に、第１工区建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。

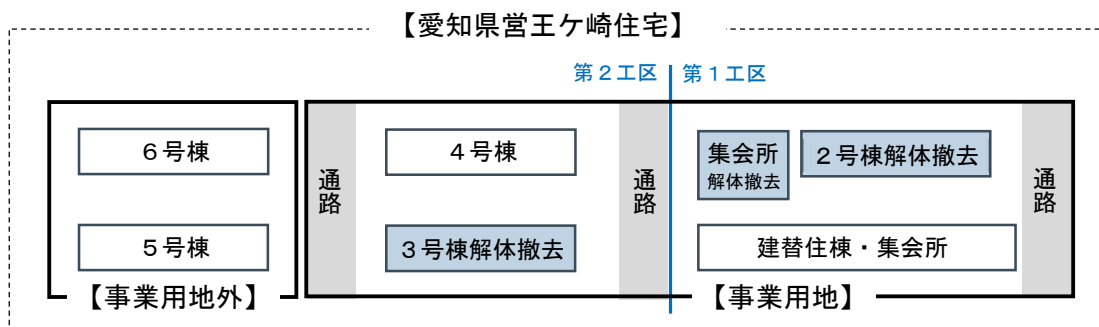
その後、仮移転者及び既存住棟（２号棟及び３号棟の一部）の入居者は、第１工区建替住棟に本移転（本事業対象外）する。

第１工区建替住棟の管理開始後の移転等期間として、概ね５か月を要す。



３ 既存住棟等の解体撤去（第１工区・第２工区）

第１工区既存住棟（２号棟）及び既存集会所、第２工区既存住棟（３号棟）等の解体撤去を行う。



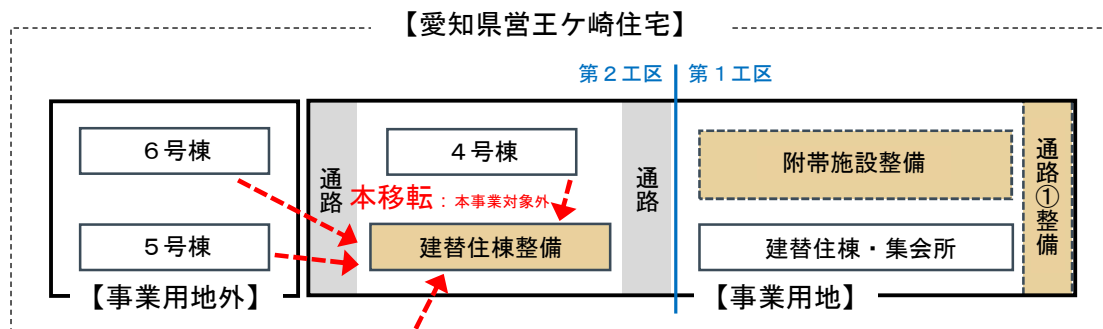
4 建替住棟（第2工区建替住棟・附帯施設）等の整備（第1工区・第2工区）

第1工区に、附帯施設及び通路①等を整備し、県に引渡しを行う。

第2工区に、第2工区建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。

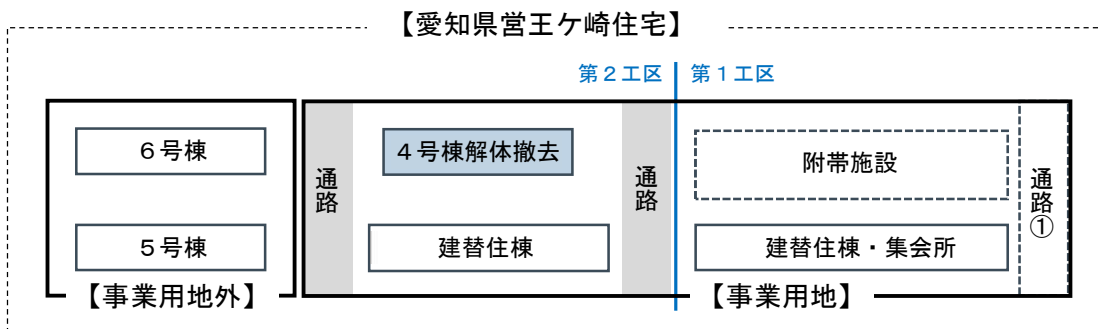
その後、仮移転者及び既存住棟（4号棟、5号棟、6号棟の一部）の入居者は、第2工区建替住棟に本移転（本事業対象外）する。

第2工区建替住棟の管理開始後の移転等期間として、概ね5か月を要す。



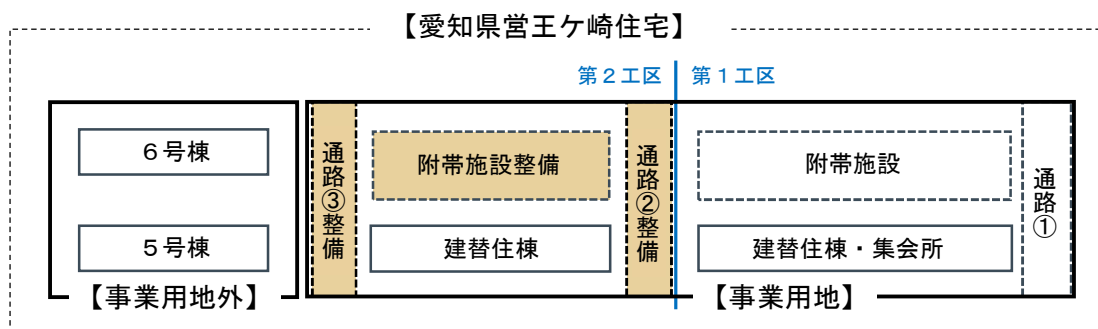
5 既存住棟等の解体撤去（第2工区）

第2工区既存住棟（4号棟）等の解体撤去を行う。



6 附帯施設（附帯施設・通路）等の整備（第2工区）

第2工区に、附帯施設、通路②及び通路③等を整備し、県に引渡しを行う。



注記

- ・ 通路①②③は引渡し後に、県から豊橋市に道路として移管する予定（第1回移管：通路①、第2回移管：通路②③）であるため、将来道路認定された場合に建築基準法関係規定を満たす計画とすることを条件とする。

別紙－６ 主な関係法令等

※記載以外のその他関係法令等についても遵守すること

１ 法令

- (１) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (２) 住生活基本法（平成18年法律第61号）
- (３) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (４) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (５) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (６) 建築士法（昭和25年法律第202号）
- (７) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (８) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）
- (９) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (11) ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- (12) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- (14) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律53号）
- (15) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- (16) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (17) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）
- (18) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (19) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (20) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (21) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (22) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (23) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (24) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (25) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (26) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (27) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (28) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）
- (29) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- (30) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (31) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (32) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- (33) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (34) 景観法（平成16年法律第110号）
- (35) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (36) 河川法（昭和39年法律第167号）

2 愛知県の条例等

- (1) 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第7号）
- (2) 愛知県県営住宅条例（昭和28年条例第13号）
- (3) 愛知県建築基準条例（昭和39年条例第49号）
- (4) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年条例第33号）
- (5) 愛知県安全なまちづくり条例（平成16年条例第4号）
- (6) 愛知県屋外広告物条例（昭和39年条例第56号）
- (7) 美しい愛知づくり条例（平成18年条例第6号）
- (8) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年条例第3号）
- (9) 愛知県文化財保護条例（昭和30年条例第6号）
- (10) 愛知県環境基本条例（平成7年条例第1号）
- (11) 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第51号）
- (12) 愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）
- (13) 愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年条例第56号）
- (14) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年規則第76号）
- (15) 愛知県住生活基本計画2030（令和4年3月策定）
- (16) 愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針（令和2年4月）
- (17) 愛知県木材利用促進条例（令和3年条例第38号）

3 豊橋市の条例等

- (1) 豊橋市まちづくり景観条例（令和3年3月29日条例第16号）
- (2) 豊橋市屋外広告物条例（平成10年12月24日第54号）
- (3) 豊橋市環境基本条例（平成8年3月29日条例第15号）
- (4) 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年3月31日条例第20号）
- (5) 豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成11年3月26日規則第35号）
- (6) 豊橋市下水道条例（昭和41年12月26日条例第41号）
- (7) 豊橋市水道事業給水条例（昭和33年12月23日条例第19号）
- (8) 豊橋市火災予防条例（昭和37年4月1日条例第18号）
- (9) 豊橋市建築基準法施行細則（昭和46年10月14日規則第35号）
- (10) 豊橋市都市計画法施行細則（平成11年3月26日規則第37号）
- (11) 豊橋市公害防止条例（昭和46年12月25日条例第41号）
- (12) 豊橋市公契約条例（平成27年12月17日条例第43号）
- (13) 豊橋市財産管理規則（昭和39年4月1日規則第10号）
- (14) 豊橋市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月16日条例第42号）
- (15) 豊橋市快適なまちづくりを推進する条例（平成24年3月30日条例第16号）
- (16) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年3月31日条例第2号）
- (17) 豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例（平成18年12月19日条例第54号）
- (18) 豊橋市文化財保護条例（昭和31年4月1日条例第23号）
- (19) とよはし緑の基本計画2021-2030（令和3年3月策定）

- (20) 豊橋市景観計画（令和３年４月）
- (21) 豊橋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針（令和５年２月28日）
- (22) 豊橋市地産地消エネルギー指針（令和４年４月改訂）
- (23) 豊橋市開発許可技術基準（令和４年12月）
- (24) 豊橋市中高層建築物指導要綱（令和３年１月12日一部改正）
- (25) 第２次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画（令和４年３月一部改訂）